

東大阪成年後見支援センター

ニュースレター

NEWSLETTER

No. 10

平成 25(2013)年8月

成年被後見人選挙権訴訟が和解で終結
しました。
(詳しくは二・三면을)

～障害者差別解消法が成立しました～

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下：障害者差別解消法）が6月19日に参議院本会議にて全会一致で可決し、成立をいたしました。

この法律は、文字通り障害を理由とする差別解消を推進するための法律で、そのような差別に対して解消措置や解消するための支援措置を講じていくことで共生社会の実現をめざしていくというものです。元々、障害者に対する「差別の禁止」については、障害者基本法第4条第1項において定められていますが、この規定を具体化するものとして「差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止規定を置くという法律となっています。

「差別的取扱い」とは障害者が直接差別（障害を理由に、ほかの人と違う取り扱いをすること）や間接差別（障害を理由としていないが、結果としてほかの人と違う取り扱いをすること）を受けることをいいます。また「合理的配慮の不提供」とは、機会の平等のための調整や配慮が足りないことをいいます。

このどれもが、平成28年4月の施行に向けて相談事例や裁判例等を蓄積していき、指針（ガイドライン）等が示される予定となっております。

この法律には民事法上の損害賠償請求権、契約の無効等は規定せず、行政措置により実効性を確保することとされています。罰則で解決を図っていくのではなく、既存の紛争解決機関を活用することで改善を進めていくようです。今回の成立から施行までの期間が3年と長いですが、誰しものが住みやすい社会になっていくための法律となってほしいものです。



「みんなでつくりよう」障害者差別をなくす法律・条例を考えるフォーラム 2013 in 千葉の様子

成年被後見人選挙権回復訴訟が和解にて終わる

「成年後見制度を利用すると選挙権を失います・・・」成年後見制度を利用する方にはこの説明を4月まではさせていただいておりました。5月発行分の前回のニュースレターで、平成25年3月14日に東京地方裁判所が出された「憲法違反」の判決をご紹介し、国は東京高等裁判所へ控訴し、6月に控訴審が予定されていることをお伝えし、その文中には「このニュースレターがお手元に届いているときにはその法改正が終わっているかもしれませんし、裁判が続いているかもしれません。」と書かせていただいております。

その後、5月17日に衆議院に「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部改正する法律案（以下公職選挙法改正案）」が提出され、21日には衆議院を、27日には参議院を全会一致で可決し、公職選挙法改正案が成立しました。5月31日に施行され、これによって2か月の猶予期間を経て、成年被後見人の選挙権は回復し、7月に行われました参議院選挙から投票ができるようになりました。

下記には、当センターが傍聴をしてきた「京都訴訟」と今回の選挙権訴訟で中心となった「東京訴訟」、そして国の法改正の流れについて表にしています。当初、5年から10年はかかるのではという憶測も生んでいましたが、提訴から3年という期間で終結となりました。

京都訴訟と主な訴訟（東京訴訟）及び法改正の流れ

	京都訴訟	主な訴訟（東京）	法改正等の流れ
2011年	6月14日 訴状提出	2月1日 訴状提出	
	8月25日 第1回公判	5月11日 第1回公判	
	11月1日 第2回	7月27日 第2回	
	12月27日 第3回	10月13日 第3回	
2012年	2月29日 第4回	1月19日 第4回	
	5月16日 第5回	4月12日 第5回	
	7月27日 第6回	7月19日 第6回	
	10月9日 第7回	10月26日 第7回	
	12月26日 第8回		
2013年	3月5日 第9回	1月24日 第8回	
		3月14日 違憲判決	5月17日 議案提出
	6月3日 第10回		5月21日 可決
	7月17日 和解	7月17日 和解	7月21日 参議院選挙

公職選挙法等の改正法（抜粋）

一 公職選挙法の一部改正

- 1 成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権の欠格条項の削除
成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除すること。
- 2 代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務。
 - (1) 代理投票の要件に係る条文上の表現を、「身体の故障又は文盲により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない」に改めること。
 - (2) 代理投票における補助者は、投票管理者が「投票所の事務に従事する者のうちから」定めるものとする。
 - (3) 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとする。

三 憲法改正国民投票法の一部改正

- 1 成年被後見人に係る憲法改正国民投票の投票権の欠格条項の削除
憲法改正国民投票の投票権についても、一1と同様とすること。

四 その他 施行期日等

公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日後に公示・告示される選挙について適用すること。

成年被後見人に選挙権を行使できるようになり、全国で約13万6000人に投票のための用紙が配られたそうです。身近な成年被後見人にも選挙権が回復され、「投票に行った」や「届いた」等の声が寄せられていました。



最後の訴訟で、初めて傍聴券が配布。

ただ、今回の「成年被後見人の選挙権の回復」はこれに留まってはいけない問題であると思います。誰に対しても「適切な情報提供（保障）」をしていくこと、「投票所への移動」「投票行動の示し方」に対する工夫等、選挙権を有する者が等しく権利を行使することができる配慮が必要であると考えています。

「工夫をしないと投票できないなら、しなくてもいいのでは」という意見を言われる方もおられると思います。「わからないのだから」「やっても無駄」という

表現で障害のある方の選挙権のみならず、様々な権利はこれまで保障されてきませんでした。今回は「選挙権」にスポットがあたり、多くの方々の署名活動や勇気をもって訴訟をされた方々によって、「選挙権」は成年被後見人の手に還ってきました。権利擁護の視点からも権利制限をされている内容は少なからずあり、成年後見制度では欠格事項等まだまだ課題はあると思われれます。一つずつ今後も積み上げていく必要があります。



成年後見の利用を考えている家族向けの講演をさせていただきました。

7月23日に(社福)大阪手をつなぐ育成会の家族の方々を対象にした講演をさせていただきました。

成年後見制度を利用している当事者とその支援者としてお二人が登壇され、成年後見人側の意見として当センターがお話をさせていただきました。

今後、成年後見制度の利用を考えておられる家族の方々からは、「当事者や支援者はどのように後見人等と関わっているのか」や「成年後見人等はどのように関わってくれるのか」といったよくいただく質問から、「利用して満足していますか」や「(成年後見人等に)希望や要望はありますか」など具体的な質問もいただきました。

家族として、成年後見制度を利用することへの不安や悩みをすべて取り除けたわけではありませんが、お話ができる範囲の中で一歩踏み込んだ内容の議論ができたのではないかと思います。

他の制度を利用することとは、また違うハードルがあるように感じられる成年後見制度。もっと身近に感じていただけるようにこのような活動も積極的に行っていきたいと思っています。

編集後記

当センターに携わり、はや4ヶ月です。聞くこと見ることすべてが新しい日々です。変化の多いこの時代で自分を見失わず一歩ずつ地道に成年後見や権利擁護について取り組んでいきたいと思ひます。(おだ)

活動予定

8月

- ◆ 自立支援協議会運営委員会 (2日)
- ◆ 権利擁護部会ワーキング (6日)
- ◇ 利用者相談会 (8日)
- ◇ 法人後見運営委員会 (22日)
- ◆ まちづくり意見交換会 (22日)
- ◆ 権利擁護部会 (26日)
- ◆ 地域福祉ネットワーク推進会議 (29日)

9月

- ◆ 自立支援協議会運営委員会 (5日)
- ◆ 権利擁護部会ワーキング (10日)
- ◆ 東地区ケア連絡会 (11日)
- ◇ 利用相談会 (12日)
- ◇ 受任者の集い (19日)

10月

- ◆ 自立支援協議会運営委員会 (4日)
- ◆ 東地区ケア連絡会 (9日)
- ◇ 利用相談会 (10日)
- ◆ 自立支援協議会 (16日)
- ◆ 権利擁護部会

東大阪成年後見支援センターの事業に賛同、賛助くださる個人・団体会員を募集しています

正会員		賛助会員	
個人	18,000円(年間)	個人	3,000円(1口)
団体	18,000円(年間)	団体	5,000円(1口)

入会希望者は、事務局に電話やFAX等でご連絡ください。入会申込書をお届けします。入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局にご提出ください。

東大阪成年後見支援センターニュースレター 第10号

平成25(2013)年8月10日発行

- 発行●特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
http://www7.ocn.ne.jp/~negai/kouken/index.html
〒579-8048 東大阪市旭町20-2
TEL:072-983-7690 FAX:072-983-7691
- 発行責任者●坂本ヒロ子 ●編集者●北 秀昭